

令和6年度 前橋市立筑井小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

『いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるものをいう』（いじめ防止対策推進法第2条：いじめの定義）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを鑑み、児童の尊厳を保持するため、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「筑井小学校 いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめに対する基本姿勢

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を全職員で共有する。そして、「いじめは、どの学校・どの学年学級・どの児童にも起こり得る」ことを基本とし、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないために未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、「いじめを絶対に許さない学校づくり」を推し進める。

事案発生時には、校内いじめ問題対策委員会に報告するとともに、家庭・地域等、さらには市教委や関係機関等と緊密な連携を図り、組織的な対応につなげる。けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であり、このことをあらゆる教育の機会に児童に正しく理解させていく。また、単に謝罪をもって安易に解消と判断せず、●少なくとも3か月間の経過観察においていじめが止んでいること ●被害児童が心身の苦痛を感じていないこと、をもっていじめの解消と判断する。

(1) 学校の課題

○ めざす児童像

- | | |
|---------------------------|------------------|
| ・ やさしく 【思いやりがあり、心豊かな子】 | ・・・ 思いやりの心をもつ |
| | ■ いじめをしない |
| ・ かしこく 【よく考え、進んで学ぶ子】 | ・・・ 相手の立場を考える |
| | ■ いじめを正しく理解する |
| ・ たくましく 【心身ともに健康で、ねばり強い子】 | ・・・ 互いを尊重し合って接する |
| | ■ いじめを許さない |

本校の児童は、元気に歌を歌ったり、自分から元気にあいさつをしたりすることができる。ガラスや物が壊れたり、掲示物が破れたりすることがなく、公衆道徳や人権意識を行動化できるよさをもっている。児童の欠席は少なく、心身ともに健康な学校生活を送っている。役割を任されると喜んでよく動くことができる児童が多い。家庭及び地域の理解と協力により、地域全体で子どもを育てようとする安定したあたたかな地域風土が支えとなっている。

小規模校の特徴を生かした異学年交流活動においては、高学年が低学年のお世話をよくすることができている。高学年は低学年の模範となれるように意識して活動に意欲的に取り組む姿が見られる。低学年は高学年を慕って、安心感のある学校生活を送っている。休み時間等でも 仲良く異学年で交流する姿が見られる。上級生－下級生の縦の関係では良好な交流ができて いるが、高学年になると、同級生－同級生の横の関係において、友だちのよさを自分への対応 の優しさでしか見い出せない児童もあり、人間関係に悩む児童がいる。

全体的には、「学校が楽しい」と感じている児童がほとんどである。

(2) 学校としてなすべきこと

① いじめに対する正しい認識について共通理解すること

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識を全教職員で共有する。
- ・ 法に基づくいじめの正しい理解及びいじめ防止につながる研修（道德教育、人権教育、福祉教育等）を校内研修で実施し、教育活動全体を通して、いじめ防止に向けた組織的な体制を整える。

② 教育相談活動を充実し、全教育活動を通した生徒指導の展開を図ること

- ・ 「いじめはどの学校でもどの子にも起こりうる」という危機意識をもつ。
- ・ 月 1 回、学校生活を送るために生活アンケートを実施し、悩みを抱えている児童がいる場合は、速やかに個別相談を行い、児童の思いや事実関係の把握をする。
- ・ 児童の思いや訴えを職員間で共有し、「すべての児童をすべての職員で担当する」組織的対応により生徒指導を機能させ、適時適切な声かけや指導支援等を行う。
- ・ 学校経営方針に基づき、開発的（成長を促す）生徒指導及び予防的生徒指導に力を注ぐことにより、集団の中で個を育て、問題を未然に防ぐ「一人ひとりが輝く、問題が起きにくい学校風土」を醸成する。

③ 家庭・地域・関係機関との連携を深めること

- ・ いじめ防止の取組が成果を上げているかについて、学校経営評価や保護者アンケートを基に検証して成果と課題を明確にする。改善すべき点については、学校評議員会や児童育成情報交換会等の機会に、自治会長や民生児童委員、子ども育成会、PTA役員等から広く意見を集めて検討していく。
- ・ 保護者や地域の方々にとって、開かれた・相談しやすい学校の雰囲気醸成する。

④ 「いじめ防止強化月間・人権集中学習」での効果的な取組の強化を図ること

- ・ 5 月のいじめ防止強化月間は、いじめ防止に向けての話し合いやクラス標語の作成、掲示し、相手に立場にたったコミュニケーションの在り方をチェックすることで、4～5 月で築かれた人間関係や個別の課題、規律等を見直す機会とする。
- ・ 12 月の人権集中学習では、県の人権重要課題 11 項目を踏まえた動画視聴等を行い、各クラスで意見交換をしたり、人権集会における校長講話を聞いたりすることにより、人権の大切さを理解するとともに、生命の尊さや、自分の大切さや他の人の大切さに気づき、よりよい人間関係を築こうとする能力や態度を身につけていく。
- ・ 11 月に実施する教育相談（保護者面談）において、子どもから伝え聞く話や家庭での様子などについて情報交換し、日々の指導に生かしていく。また、親子ともに相談しやすい職員との関係性を築き、教育相談活動を充実させる。

(3) 教師としてなすべきこと

① いじめを見抜く感性を磨くこと

- ・ いじめは教師の目の届きにくいところで起こることが多い。児童の表情や汚れた服、持ち物等から、異変やいじめの予兆を早期に発見できるように児童観察を複数の眼で行う。
- ・ 職員の人権感覚を高め、不用意な言動でいじめを助長することがないようにする。人権感覚を磨いたり、互いの指導行動を確認し合ったりするために、校内研修等で学び合う。

② 不安や悩みを受容する姿勢をもつこと

- ・ 児童の話を最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、解決に向けて粘り強く対応する。
- ・ 児童が話しやすい、相談しやすい指導行動や雰囲気づくりに努める。

③ いじめを受けた子どもを最後まで守ること

- ・ いじめられている子どもを守り通すことを言動で示し、毅然とした姿勢で対応する。
- ・ 児童一人ひとりの命の大切さを自覚し、かけがえのない一人の存在として接する。
- ・ 特に配慮が必要な児童（障害を有する児童や外国籍児童等）について、適切な支援を行う。

④ すべての児童をすべての職員で担当する。

- ・ 同僚性と協働性を発揮し、すべての教育活動において事実を確認した職員が、適時適切に対応できるように、また、学級担任等と連携して複数で対応できるようにする。
- ・ 養護教諭やスクールカウンセラー、図書館従事者等と情報を共有する。

⑤ 児童にかかわる情報を共有する。

- ・ 職員定例打合せ（週1回）において、児童を背景から理解するために、家庭環境や友人関係、生活ぶり等にかかわる情報を共有して、組織で対応する。
- ・ 児童個人や集団のよい行いや努力していることなどを、職員間で情報交換し、積極的に称賛していく。

2 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

国立教育政策研究所生徒指導センターの調査研究による「児童の9割は、いじめの加害者にも被害者にもなった経験をもつ」とのデータに基づけば、「いじめは、どの児童にも起こりうるものであり、誰もが加害者にも被害者にもなりうる。いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という認識をもつことが重要である。いじめを防止するためには、いじめの4層構造（被害者・加害者・観衆・傍観者）の理解に基づき、すべての児童を対象にして、【いじめを正しく理解する。いじめをしない。いじめを許さない】児童を育てるとともに、もしも、いじめの予兆場面等に遭遇した場合には、いじめを抑止する仲裁者となれる児童を育成していくなど、未然防止に全職員で取り組む。

(2) いじめ防止のための措置

① いじめについての共通理解を図ること

- ・ 法に基づき加害者の立場に徹した対応を行う。いじめ防止対策推進法についての理解を深め、共通理解を図る。
- ・ いじめの背景にあるいじめる側の心理（心理的ストレス・集団内の異質な者への嫌悪感情、嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者となることへの回避感情など）を共通理解することで、児童観察において的確に読み取る。

- ・ いじめの態様（冷やかしかからかい、仲間はずれ、軽くぶたれる…等）について、日頃から職員全体で共通理解を図る。

② いじめに向かわない態度・能力を育成すること

- ・ 道徳教育の充実を図り、生き方についての考えを深めさせ道徳的実践力を育む。
- ・ すべての教育活動において、道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。
- ・ 主体的・対話的で深い学びを追究する授業改善において、友だちとのかかわりの中で学んでいくことができるように一人ひとりの言葉を学級全体へつなげていく手法を取り入れたり、交流活動を通して、考えを認めることや友だちの発言を聞いて思いをくみ取る姿勢を育てる。

③ いじめを生まないために指導上留意すること

- ・ 各家庭から信頼されて大切な命、かけがえのない存在をお預かりしている強い自覚を持ち、児童の様子を見守るとともに、責務を自覚した指導行動を行う。
- ・ 教育公務員として人権感覚を磨く自己研鑽を怠らない。
- ・ 職員として「いじめられる側にも問題がある」といった誤った認識を絶対にしない。
- ・ 発達障害等について適切に理解したうえで、一人ひとりを大切にしたい指導に当たる。
- ・ 学級集団の育成において、各個人が大切にされ、安全安心に生活を送れるように、学級での生活及び学習の規律などのルールの確立とあたたかな人間関係づくり、信頼し合える関係づくりを学級経営の軸とする。

④ 自己有用感や自己肯定感を高めること

- ・ 小規模校のよさを生かし、異学年交流活動を充実させる。高学年はリーダーとして下級生の模範となり、縦割り活動等を通して、役に立てている喜びや認められている実感を味わえるようにする。また、下級生は、高学年を手本としてその姿に学び、大切にしてもらった体験を今後の自己成長につなげる。
- ・ 「わかる」「楽しい」授業の実践に努め、生徒指導の3機能【自己有用感を与える・共感的人間関係を基盤とする・自己決定の場を与える】が機能する授業改善に取り組む。
- ・ 児童の発言やがんばり、よさを認め合える活動に取り組む。「いいところ探し」「ありがとうの花」児童同士で称賛し合える場を取り入れていく。

⑤ 子ども自らがいじめ防止・撲滅について考える取組

- ・ 児童会が主体のあいさつ運動に取り組み、あいさつの気持ちよさや他者と関わる心地よさを体得させ、人間関係づくりの基礎を育てていく。
- ・ 人権集会を開催し、人権学習を通して学び得たことを各学年代表が発表し合う。互いの思いや考えを伝えあい学び合う。また、児童玄関前壁面に親子で作る人権標語や人権作文を掲示したり、学級通信で紹介したりし、保護者や地域に発信する。
- ・ 進学先の木瀬中学校と連携し、いじめ防止会議などの取組を実践する。

3 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童が発する小さなサインを見逃すことのないように日頃からいねいに児童理解を進め、早期発見に努めることが大切である。そのためには、表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取る必要がある。そこで、常に児童の行動に目を向け小さな異変に気づけるようにしていく

と共に、児童の声が教員に届くようにアンケートを活用する。また、相談したいと思える教師との信頼関係を日常的に築いておくことが大切である。問題が起こったときは、複数の職員で関わり、早期解決に努める。

(2) いじめ早期発見のための取組

① アンケート等の実施

- ・ 毎月実施する生活アンケートは、記名で実施し、問題解決に努める。
- ・ 「楽しい学校生活を送るためのアンケート(hyper-Q U/Q-U)」を年1回(6月)実施し、学級経営方針の作成に生かしていく。

② 教育相談体制の整備

- ・ 教師と児童との良好なコミュニケーションを通して、相談しやすい人間関係・信頼関係を築く。
- ・ スクールカウンセラーの来校日や相談の仕方等について、児童及び保護者に周知して安心して相談できる場と時間があることを伝える。
- ・ すべての保護者を対象にした教育相談期間を設け、児童の様子の変化や家庭で訴えていることなどについての情報を共有して、一緒に考えていく姿勢を伝える。
- ・ スクールカウンセラーと学級担任、管理職等が情報をつなぎ、方針に基づいた対応ができるように教育相談担当がコーディネートする。
- ・ 「すべての児童をすべての職員で担当する」学校経営方針に基づき、週1回定例の情報交換会を設定し、適時適切な対応を「誰もが(職員)・誰にも(児童)・いつでも・どこでも」できるようにする。

4 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

いじめの克服は、継続した長期の対応が必要である。いじめ問題は、個別に被害者に聞いて、加害者を呼んで注意しただけで解決することはできない問題であり、集団の問題として解決していかなければならないとの認識をもつことが重要である。なぜならば、いじめ問題は加害者・被害者間の問題だけでなく、黙って観ている傍観者やはやし立てる観衆がいて成立していると考えられる必要がある。傍観者や観衆の存在が加害者に対していじめのエネルギーを与えているわけであり、加害者と被害者の二者関係にしてしまえば、いじめは解決せず、また別の加害者・被害者の関係が再生産されると考えられる。また、いじめを許さない仲裁者が現れないことは、いじめ問題に対する学校全体の課題ととらえなければならない。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為をやめさせる。
- いじめが発見されたときには、事実確認のために情報収集が不可欠である。被害者及び加害者、観衆、傍観者の立場にいた児童、学級担任や教科担当、保護者等から広く情報を集める。通報を受けた場合も同様に関係者から早期に情報収集する。
- 情報整理に基づき、対応方針及び役割分担をして、事実の究明と児童・保護者への支援・指導に当たるようにする。

(3) いじめられた子ども又は保護者への対応

- 基本的な姿勢は、いかなる理由があっても、徹底していじめられている児童を守り抜く、味方になることである。児童の表面的な変化から解決したと判断せず支援を継続する。
- 学校は、いじめている側の行為を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- すべての職員は情報を共有し、学校生活全体を通して、いじめられた子を見守るために、常に目を離さない活動を行う。教師が組織をあげて本気で取り組んでいる姿が、無言の圧力となり再発を抑止することにもつながる。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- 学校は安易に解決したと判断することなく、事後の経過観察を3か月以上行い、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りを継続する。
- 教師は、寄り添う支援を継続し、定期的な面談や相談等、児童が心を開いて話ができるようにする。
- 保護者には、事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- 学校として徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- 対応の経緯をこまめに伝えるとともに、保護者から児童の様子について情報提供を受ける。
- 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- 保護者からいじめの訴えがあった場合、事実を確認していじめがあれば児童を必ず守る旨を伝える。また、事実説明時には被害児童や保護者の立場に立ち、誠意をもって対応する。感性のなさを疑われる発言や問題の認識に欠ける言動、被害者や保護者の気持ちに寄り添えていない態度などはあってはならない。

(4) いじめた子どもへの指導又はその保護者への助言

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然とした態度で対応することや自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させることを支援の基本とする。
- 対応する教師は、先入観をもたず、中立の立場で事実確認を行う。信頼関係に基づいてうそやごまかしのない事実確認を行う。
- 指導に当たっては、
 - ・ 被害者のつらさに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
 - ・ いじめは決して許されないことを分からせ、責任転嫁を許さない。
 - ・ いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
 - ・ 本人の言い分や不平不満、本人が満たされない気持ち等をじっくりと聴く。いじめは許されない行為であることは揺るがない姿勢を貫く。
- 加害児童が抱える問題などいじめの背景に目を向けて、本人の今後の健全な人格形成へ結びつけた指導を行っていく。
- 事情聴取後、速やかに家庭訪問を行い、事実を経過とともに伝え、その場で児童に事実の確認をする。
- 相手の児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

- 誰もがいじめる側にも、いじめられる側にもなり得ることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- 事実を認めない、または、うちの子はいじめをしていないなどとして学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の児童を思う信念を示し、理解を求める。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを観ていた児童に対しては、いじめは学級や学年等集団全体の問題として対応していかなければならない問題であることを理解させ、いじめの問題に教師が児童とともに本気で取り組んでいく姿勢を示す。
- いじめの事実を告げることは「チクリ」などというものではないこと、つらい立場にいる人を救うことであり、人権と命を守る大切な行為であることを伝える。
- 周囲ではやし立てる観衆やそれを見ていたのに注意をしなかった傍観者も、いじめの関係者、加担者であることを受け止めさせる。
- 学級活動などを通して学級全体で話し合いを行う。その際、被害者は観衆や傍観者の態度をどのように感じていたか、これからどのような行動をしたらよいか、いじめ発生の誘因となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせ、いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
- いじめは「絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないことである」ということを深く理解できるように指導する。また、いじめにつながる遊びや悪ふざけなどに遭遇した際には、仲裁者としていじめを許さない態度で行動できるようになってほしい旨の期待を伝える。
- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、注意を怠らず継続して指導を行っていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

- インターネットを通じたいじめの特徴として、①不特定多数の者から絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害者が短期間で極めて深刻な状況となること、②インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、児童が簡単に被害者にも加害者にもなり得ること、③SNS等の内容を確認することが困難なため実態の把握が難しいこと、等が挙げられる。児童や保護者に啓発を行っていく際には、「ネット上のいじめ」に関するこれらの特徴を踏まえておくとともに、インターネット環境の発展等により次々と新しいコンテンツ等に触れていく児童に対する適時適切な「情報モラル教育」の推進も不可欠である。
- 情報モラル教育を指導計画に位置づけ、段階を踏まえて指導していけるようにする。また、外部講師による「インターネット安全教室」の実施も計画していく。
 - 職員・保護者向けに、スマホ・インターネット問題にかかわる研修機会を設ける。
 - ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
 - ・ 名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信の停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっていることを周知する。
 - ・ 児童が悩みごとを抱え込むことがないように、必要に応じて法務局・地方法務局の協力を得る。

- ・ 児童の命や身体、人権または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、ただちに前橋東警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 法務局のネット上の人権侵害情報に関する相談業務など、関係機関の取組について、保護者や児童に知らせる。

※ ネット上のいじめについては、拡散等を未然に防ぐ対策を講じるとともに、４（１）～（５）に基づいて適切に対応する。

５ 重大事態発生時の対処

重大事態が発生した場合には、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合がある。

学校は迅速かつ適切な方法で、児童や保護者への心のケアに努めるとともに、落ち着いた学校生活を取り戻すため、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーの配慮に留意する。そのうえで法に基づいた調査と報告を行う。

重大事態とは（法第 28 条）

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態が発生した場合には、速やかに前橋市教育委員会に報告する（法 30 条）。

前橋市教育委員会（教育支援課 いじめ対策室）

← 報告・相談、協力依頼

↓ ↑ 連携

校内いじめ問題対策委員会 を中心とした組織的な活動

対応チームや調査方法の決定、保護者への連絡

- ・ 関係児童及び全職員に対する聞き取り調査の実施（情報の収集・分析）
- ・ 児童へのアンケート調査の実施（情報の収集・分析）

- ・ 関係児童の指導
- ・ 関係児童の保護者への連絡・対応

- ・ 関係児童及び保護者の心のケア（カウンセリング専門機関）
- ・ 他の児童への対応と心のケア（カウンセリング専門機関）

教育委員会と連携した保護者・地域・報道機関への対応

- 前橋市教育委員会への報告 → 必要に応じていじめ対策室への協力要請
- 県教育委員会への報告 → 必要に応じて県こころの緊急支援チームの派遣依頼
- 前橋東警察署・中央児童相談所や市役所こども支援課・医療機関との連携

- 再調査の実施（保護者が要望した場合）
 ■ 解決 報告書提出 → 前橋市教育委員会 →再発防止策の検討

6 いじめ防止等の対策のための組織 <校内いじめ問題対策委員会>

(1) 校内いじめ問題対策委員会活動方針

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や全体計画・年間計画の作成・実行・検証・修正等の中核を担う。
- ② いじめに関する相談・通報の窓口となる。
- ③ 外部関係機関との連携を図り、拡大チーム編成の核となる。

(2) 校内いじめ問題対策委員会組織構成図

本委員会は「生徒指導部を中心とした校内組織」である		
構成：校長・教頭・教務主任・生徒指導担当・各学年代表・養護教諭・ＳＣ		
内容	① いじめ防止対策の立案・実施・点検 ② 個別のケースの対応・検討 ③ 記録の集積・情報収集 ④ アンケートの実施・分析	⑤ 指導方針や支援策の検討 ⑥ 教育相談の計画立案 ⑦ 保護者との連携 ⑧ その他
いじめ対応チーム	校内研修	道徳・特別活動
構成：担任・学年関係職員・ 生徒指導担当・校長・教 頭・ＳＣ ・子どもへの指導・支援 ・保護者との連携	・授業改善 ・教育相談 ・学級経営と指導行動 ・いじめの理解や防止 ・人間関係づくり	・学級自治 ・いじめの未然防止に向けた授 業 ・児童会によるいじめ防止活動

※ 職員打合せや職員会議等で職員に周知することで、情報の共有化を図る。